

# 一般社団法人 日本アルプスガイドセンター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本アルプスガイドセンターと称し、英文では General Incorporated Association The Japan Alps Guide Center (JAGC) と表示する。

### (主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 当法人は、世界中（海外、本邦）から日本アルプス圏域（新潟県、富山県、長野県、岐阜県、山梨県、静岡県にまたがる、北アルプス、中央アルプス、南アルプス、八ヶ岳、霧ヶ峰、美ヶ原、木曽御嶽山、恵那山などを含む中部山岳地域）への登山・アウトドア活動を目的とした来訪を促進させ、彼らが安全で安心してかつ楽しく十分に満足できるよう手助けし、再度の訪問へ繋げるためのサポートを行う。またそのような圏域外からの来訪者をできるだけ圏域内の人や文化、社会と触れ合う機会をつくり、地域の経済や社会の活性化へと繋げていく。こうした活動を積み重ね、将来日本アルプスが世界の観光トップブランドへ育つ一助となること、更には日本アルプスや富士山にとどまらず、世界中から日本の全山域へ、アウトドア活動を目的とした来訪が定着していくことの一助となることを目的として活動する。

### (事業)

第4条 上記目的のため全ての登山者、ハイカー、ウインタースポーツの愛好家といったアウトドアファンに向けて、日本アルプス圏域の登山・アウトドア（以下「登山・アウトドア」という。）に関連する以下の事業を展開する。

- (1) 登山・アウトドアに関連する Web サイト運営事業
- (2) 登山・アウトドアに関連する店舗運営事業
- (3) 登山・アウトドアに関連するガイド派遣代理店、旅行代理店、保険代理店、サービス代理店各事業
- (4) 登山・アウトドアに関連する物品の販売（実店舗・E コマース）事業
- (5) 登山・アウトドアに関連する物品のレンタル事業

- (6) 登山・アウトドアに関連するリサーチ及びコンサルティング事業
  - (7) 登山・アウトドアに関連する PR、広告代理、広告制作、イベント運営各事業
  - (8) 人材の育成及び教育研修事業
  - (9) 上記の事業に資するための基金の募集及びその管理運営に関する事業
  - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 上記の事業は、本邦及び海外において行う。

#### (公告の方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

#### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

##### (1) 正会員

この法人の事業に賛同して入会する者で、当会の運営に参画することを理事会が認める者。

##### (2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体で、別途理事会において定める会員に関する規程（以下「規程」という。）に合意する者。

##### (3) 名誉会員

この法人に対して特に功労があり、理事会が推薦し、社員総会で入会が認められた者。

2 前項の(1)正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

#### (入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める規程により、申し込むものとする。ただし、賛助会員の入会は、規程への合意をもってその可否を決定することができる。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、理事会が定める規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたとき。
- (4) 会員である団体が解散したとき。
- (5) 2年目以降の賛助会員継続にあたり、当該年度の会費を納付しない場合
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第10条 すべての会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する社員総会において、総正会員の議決権の過半数の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款またはその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、及びその他拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 不可欠特定財産の処分の承認
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第2項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1度開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において総正会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第21条 社員総会に出席しない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において別に定める。

## 第4章 役員

(役員を選任)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以下
- (2) 監事 3名以内
- (3) 理事のうち、1名を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第1号に規定する代表

理事とする。

(選任等)

第25条 当法人の理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、業務を執行するにふさわしい経験を有する社員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事会は、その決議によって、理事の中から代表理事1名を選任するものとし、専務理事2名以内を選任することができる。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、この法人の業務を総覧する。

3 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

4 代表理事及び専務理事は、理事会に対して意見を述べることができる。

5 代表理事及び専務理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを

社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に社員総会及び理事会の招集を請求すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (理事及び監事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行う権利義務を有する。

#### (解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の過半数の議決に基づいて行われなければならない。

2 前項により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、この法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

#### (報酬等)

第30条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除または限定)

第32条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員同法第111条第1項の損害賠償責任について、損害賠償額から同法113条第1項第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 規則の制定、変更及び廃止

(2) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止



- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第32条の責任の免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度ごとに1度開催する。

3 前項のほか、次の各号の一の該当する場合に、臨時理事会を開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第2項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、前条第2項又は同条4項の場合には出席理事の互選によるものとする。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規程)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、社員又は第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。(1)事業報告(2)事業報告の附属明細書(3)貸借対照表(4)損益計算書(正味財産増減計算書)(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備えおくものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 当法人は、剰余金を分配することができない。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

## 第9章 定款の変更等

(定款変更)

第54条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権をもって変更することができる。

(解散)

第55条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から2020年(令和2年)3月末日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 新美 透 神奈川県横浜市鶴見区上の宮二丁目10番2-603号

設立時社員 中林 玲 長野県松本市大字島立768番地3

設立時社員 富生 昌史 東京都新宿区下落合3丁目12番23-301号

(設立時役員)

第58条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 新美 透、中林 玲、加藤 銀次郎、富生 昌史、中田真二

設立時監事 磯野 剛太

設立時代表理事 新美 透

設立時専務理事 中林 玲

(定款に定めのない事項)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他の法令の定めるところによる。

一般社団法人 日本アルプス ガイドセンター設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する

平成 31 年 4 月 8 日

設立時社員 新美 透

設立時社員 中林 玲

設立時社員 富生 昌史